

お知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部からのお知らせ

～平成29年度 糖尿病性腎症の重症化予防業務の実施について～

協会けんぽ北海道支部では、医療費適正化および加入者のQOLの維持・向上を目的として、糖尿病性腎症(患者)のうち、生活習慣の改善により重症化の予防が期待できる人工透析導入前段階の者に対して、腎機能低下の遅延および人工透析導入の予防または導入の時期を遅らせるため、医療機関と連携した保健指導を下記のとおり一部地域で試験的に実施することといたしましたので、対象地区の医療機関の皆さまの特段のご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、事業内容について不明な点がございましたら、下記の照会先にお問い合わせください。

1. 実施地区

札幌・江別・石狩・千歳・恵庭・北広島地区 を予定

2. 実施期間

平成29年9月～平成30年3月（予定）※最終指導を実施するまで延長する場合があります。

3. 実施方法

受診勧奨及び治療開始後の医師の指導方針に基づく保健指導を協会けんぽ北海道支部と業務委託契約を締結した機関（㈱ベネフィットワン・ヘルスケア）の保健師、看護師、管理栄養士等が実施いたします。

4. 対象者の要件

実施地区在住の35歳以上75歳未満の生活習慣病予防健診受診者のうち、検査結果が以下のaおよびbまたは、aおよびcに該当し、健診受診前月および健診受診後3カ月以内に医療機関を受診していない者を対象とします。

- ・ a. HbA1c(NGSP) 6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl以上
- ・ b. 尿タンパク（+）以上
- ・ c. 血清クレアチニン検査を行っている場合、eGFR60(ml/分/1.73m²)未満

5. 保健指導の実施見込み人数

受診勧奨予定者数（250人）→ 実施予定者（6人程度）

※あくまで見込みのため相違する場合があります。

6. 業務の流れ

- ・ 対象者に対する受診勧奨および利用勧奨
 - ▶対象者に電話による受診勧奨および利用勧奨を実施して参加意思を把握し、同意書および生活指導内容確認書（指導参加の了解、検査結果、指導時の指示等に関するかかりつけ医の承諾書）の提出を依頼します。
- ・ 保健指導の実施
 - ▶健診データを使用して糖尿病性腎症の病期を特定し、支援担当の専門職より指導開始の連絡をします。
 - ▶平成29年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱および糖尿病性腎症重症化予防プログラムに留意して指導を実施します。

7. 指導内容

医師の指導方針に沿った食事指導（減塩、適正カロリー）、運動指導、服薬指導、ストレスマネジメント、血糖管理（自己血糖測定）及びフットケア等。腎症期または腎不全期患者においては、低たんぱく食及びカリウム制限などの指導も含むものとなります。

※6カ月間の継続指導 指導方法（面談2回、電話指導6回または文書指導5回）

▶指導内容報告書を2カ月に一度、医療機関に報告（計画設定の経緯、実践状況）いたします。

8. その他

- ・ 次年度（30年度）以降の実施内容は現在検討中です。



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

照会先：

全国健康保険協会 北海道支部

企画総務部 保健グループ

電話：011-726-0361（直通）